

雇用ニュース

2025年2月



流通経済大学女子ラグビー部の3・4年生も、応援(エール)をお願いします!

◇◇ 雇用に関するご相談はハローワークへ! ◇◇

－ おもな内容 －

- ・ 県内の雇用情勢 2
- ・ 株式会社根本工務店、社会福祉法人常山会を「ユースエール認定企業」として認定! . . . 3
- ・ 2025年4月から「出生後休業支援給付金」を創設します 4～5
- ・ ハローワーク便り 6～7
(ハローワーク古河は、「障害者のための企業説明・相談会 in 五霞町」を開催しました!)
(ハローワーク土浦では、茨城働き方改革推進支援センターによる労務管理セミナーを開催しました!)
(茨城労働局では、「派遣先事業所オンラインセミナー」を開催しました!)
- ・ 表紙について 7
- ・ 茨城県雇用関係主要指標 8

茨城労働局職業安定部

ホームページアドレス <https://jsite.mhlw.go.jp/ibaraki-roudoukyoku/>

～茨城労働局では、県内における下記の雇用状況について公表しました～

- 外国人労働者数は、61,909人で過去最高を更新しました。(令和6年10月末時点)
- 民間企業の雇用障害者数は、6,715.0人、実雇用率は2.33%となりました。(令和6年6月1日現在)

県内の雇用情勢

令和6年12月 有効求人倍率 1.30倍

「県内の雇用情勢は、求人が求職を上回って推移しているものの、改善の動きが弱まっている。引き続き、物価上昇等が雇用に与える影響を注視していく必要がある。」

新規求人の動き

①新規求人数	15,655 人
前年同月比	1.2 %増 8 か月ぶりの 増加
・フルタイム	9,767 人 前年同月比 0.3 %減
・パートタイム	5,888 人 前年同月比 3.9 %増
②主要産業別の増減	
増加:	医療、福祉(前年同月比14.0%増) サービス業(他に分類されないもの)(同比8.7%増) 公務(同比26.4%増)
減少:	製造業(前年同月比14.1%減) 宿泊業、飲食サービス業(同比28.1%減)

新規求職の動き

①新規求職者数	5,503 人
前年同月比	4.3 %減 5 か月連続の 減少
・フルタイム	3,445 人 前年同月比 7.6 %減
・パートタイム	2,058 人 前年同月比 1.7 %増
②年齢別の状況(常用求職者)	
・34歳以下の申込状況	1,343 人 前年同月比 3.6 %減
・60歳以上の申込状況	1,581 人 前年同月比 2.1 %増

※ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数等が含まれている。

茨城県の有効求人倍率全国順位

茨城県	1.30 倍	前月に比べて	0.02 ポイント低下	(全国 19 番目)
全国	1.25 倍	前月と同水準	0.00 ポイント	

雇用保険の取扱状況

雇用保険受給資格決定件数	1,551 件	前年同月比	2.0 %減	2 か月連続の 減少
雇用保険受給資格者実人員	8,046 件	前年同月比	0.7 %増	3 か月ぶりの 増加
雇用保険被保険者				
資格取得者数	8,161 件	前年同月比	0.9 %減	2 か月連続の 減少
資格喪失者数	7,345 件	前年同月比	7.8 %減	5 か月連続の 減少
うち事業主都合離職者数	411 件	前年同月比	4.3 %増	5 か月ぶりの 増加

(注)雇用保険受給資格決定件数は速報値であり、修正があり得る。



株式会社根本工務店、社会福祉法人常山会 を「ユースエール認定企業」として認定！



茨城労働局は、若者雇用促進法に基づく「ユースエール認定企業」として、令和6年11月21日付で株式会社根本工務店【鹿嶋市、代表取締役 根本 正】、令和6年12月23日付で社会福祉法人常山会【行方市、理事長 坂本 俊彦】を認定しました。鹿嶋市及び行方市では、本制度による認定は初となります。また、茨城県内のユースエール認定企業は16社となりました。

茨城労働局では、若者の採用・育成に積極的で雇用管理の状況などが優良な中小企業を認定する「ユースエール認定制度」を広く周知していくとともに、認定企業の円滑な採用を支援し、若者とのマッチング向上を図っていきます。



株式会社根本工務店 茨城労働局
代表取締役 根本 正 氏 職業安定部長 古田 詩織



社会福祉法人常山会 茨城労働局
施設長 坂本 俊一 氏 職業安定部長 古田 詩織

ユースエール認定企業のメリット

対象：常時雇用する労働者が300人以下の事業主

- ① ハローワークなどで重点的 PR を実施
「若者雇用促進総合サイト」に認定企業として掲載
- ② ユースエール認定企業は、就職面接会への参加が可能
- ③ 自社の商品、広告などに認定マークの使用が可能
- ④ 日本政策金融公庫による融資制度
- ⑤ 公共調達における加点評価



※その他、認定基準や制度の詳細については、厚生労働省のホームページを参照してください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000100266.html>



※ 愛称「ユースエール」の解説
若者 (youth) を応援する (yell を送る) 事業主というイメージを表現しています。

育児休業を取得予定の方、育児休業給付の手続きを行う事業主の皆さまへ

2025年4月から 「出生後休業支援給付金」を創設します

共働き・共育てを推進するため、子の出生直後の一定期間に、両親ともに（配偶者が就労していない場合などは本人が）、14日以上育児休業を取得した場合に、出生時育児休業給付金または育児休業給付金と併せて「出生後休業支援給付金」を最大28日間支給します。

1 支給要件

被保険者（雇用保険の一般被保険者及び高年齢被保険者をいいます。）が、次の①および②の要件を満たした場合に、「出生後休業支援給付金」を支給します。

- ① 被保険者が、対象期間※に、同一の子について、出生時育児休業給付金が支給される産後パパ育休または育児休業給付金が支給される育児休業を通算して14日以上取得したこと。
- ② 被保険者の配偶者が、「子の誕生日または出産予定日のうち早い日」から「子の誕生日または出産予定日のうち遅い日」から起算して8週間を経過する日の翌日」までの期間に通算して14日以上育児休業を取得したこと、または、子の誕生日の翌日において「配偶者の育児休業を要件としない場合」（裏面の3参照）に該当していること。

※ 対象期間：

- 被保険者が産後休業をしていない場合（被保険者が父親または子が養子の場合）は、「子の誕生日または出産予定日のうち早い日」から「子の誕生日または出産予定日のうち遅い日」から起算して8週間を経過する日の翌日」までの期間。
- 被保険者が産後休業をした場合（被保険者が母親、かつ、子が養子でない場合）は、「子の誕生日または出産予定日のうち早い日」から「子の誕生日または出産予定日のうち遅い日」から起算して16週間を経過する日の翌日」までの期間。

➤ 2025年4月1日より前から引き続いて育児休業をしている場合は、下線部分を「2025年4月1日」として要件を確認します。

2 支給額

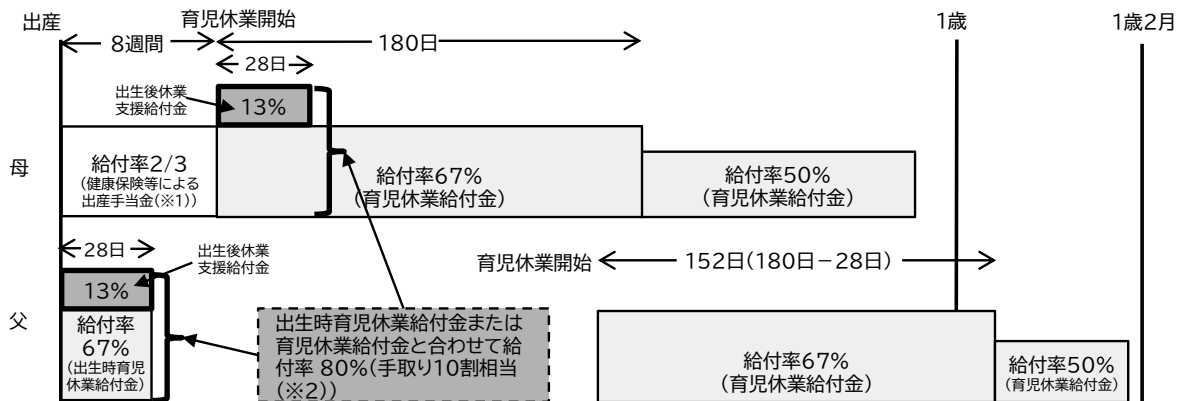
支給額 = 休業開始時賃金日額※1 × 休業期間の日数(28日が上限)※2 × 13%

※1 同一の子に係る最初の出生時育児休業または育児休業の開始前直近6か月間に支払われた賃金の総額を180で除して得た額。

※2 支給日数は、対象期間における出生時育児休業給付金または育児休業給付金が支給される休業の取得日数であり、28日を上限とする。

支給額のイメージ

※パパ・ママ育休プラス制度を活用した場合のイメージを記載しています。



※1 出産手当金につきましては、ハローワークが取り扱う制度ではありません。ご自身が加入している健康保険等の運営機関へお問い合わせください。

※2 育児休業中は申出により健康保険料・厚生年金保険料が免除され、勤務先から給与が支給されない場合は雇用保険料の負担はありません。また、育児休業等給付は非課税です。このため、休業開始時賃金日額の80%の給付率で手取り10割相当の給付となります。ただし、休業開始時賃金日額には上限額（2025年4月1日時点：15,690円（毎年8月1日に改定））があることに留意ください。

※3 就労状況・賃金支払状況により出生時育児休業給付金または育児休業給付金が不支給となった場合は、出生後休業支援給付金の支給は行いません。

3 配偶者の育児休業を要件としない場合

子の出生日の翌日において、次の1～7のいずれかに該当する場合は、配偶者の育児休業を必要としません。なお、被保険者が父親の場合は、子が養子でない限り、必ずいずれかの事由(主に4, 5, 6のいずれか)に該当することとなりますので、配偶者(母親)の育児休業取得の有無は要件になりません。

1. 配偶者がいない

配偶者が行方不明の場合も含まれます。ただし、配偶者が勤務先において3か月以上無断欠勤が続いている場合または災害により行方不明となっている場合に限りません。

2. 配偶者が被保険者の子と法律上の親子関係がない

3. 被保険者が配偶者から暴力を受け別居中

4. 配偶者が無業者

5. 配偶者が自営業者やフリーランスなど雇用される労働者でない

6. 配偶者が産後休業中

7. 1～6以外の理由で配偶者が育児休業をすることができない

配偶者が日々雇用される者など育児休業をすることができない場合や、育児休業をしても給付金が支給されない場合(育児休業給付の受給資格がない場合など)が該当します。なお、単に配偶者の業務の都合により育児休業を取得しない場合等は含まれません。

4 支給申請手続

- 出生後休業支援給付金の支給申請は、原則として、出生時育児休業給付金または育児休業給付金の支給申請と併せて、同一の支給申請書を用いて行っていただくこととなります。
- 出生時育児休業給付金または育児休業給付金の申請後に、出生後休業支援給付金の支給申請を別途行うことも可能ですが、その場合は、出生時育児休業給付金または育児休業給付金が支給された後に申請してください。

出生後休業支援給付金の支給要件を満たす場合は、支給申請書にある次の ① ② ③ の項目のいずれか一つを記入してください。(複数記載は不可)

① 「配偶者の被保険者番号」欄

- ✓ 配偶者が雇用保険被保険者であって、出生時育児休業給付金または育児休業給付金が支給される休業を一定の期間(注)に14日以上取得した場合は、「配偶者の被保険者番号」欄を記入してください。ハローワークにおいて、記入された番号における出生時育児休業給付金または育児休業給付金の支給日数が要件を満たしているかの確認を行います。
- ✓ 配偶者が出産している場合は、配偶者が一定の期間(注)に育児休業をすることはありませんので、被保険者が父親の場合は、子が養子でない限り、この欄を記入することなく、「配偶者の状態」欄を記載いただくこととなります。

② 「配偶者の育児休業開始年月日」欄

- ✓ 配偶者が公務員(雇用保険被保険者である場合を除く。)であって、各種法律に基づく育児休業を一定の期間(注)に14日以上取得した場合は、「配偶者の育児休業開始年月日」欄を記入してください。この場合、育児休業の承認を行った任命権者からの通知書の写しや共済組合からの給付金の支給決定通知書の写しなど配偶者が一定の期間(注)に14日以上の育児休業の取得していることが確認できる書類を添付してください。
- ✓ 「配偶者の被保険者番号」欄と同様、被保険者が父親の場合は、子が養子でない限り、この欄を記入することなく、「配偶者の状態」欄を記載いただくこととなります。

③ 「配偶者の状態」欄

- ✓ 子の出生日の翌日において「配偶者の育児休業を要件としない場合」に該当する場合は、「配偶者の状態」欄に該当する番号を記入してください。この場合、配偶者の状態を確認できる書類を添付してください。必要な書類についてはパンフレット「育児休業等給付の内容と支給申請手続」にてご確認ください。

(注)一定の期間とは、「子の出生日または出産予定日のうち早い日」から「子の出生日または出産予定日のうち遅い日」から起算して8週間を経過する日の翌日」までの期間をいいます。

ハローワーク古河は、

「障害者のための企業説明・相談会 in 五霞町」を開催しました！



ハローワーク古河では、令和7年1月16日（木）、五霞町と共催で、「障害者のための企業説明・相談会 in 五霞町」を五霞町中央公民館にて開催しました。

この企業説明・相談会には、五霞町内の8企業及び39名の求職者及び企業担当者等が参加しました。第1部として、「もにす認定制度認定事業主」の株式会社 Be-fresh 代表取締役社長 安蒜 新一氏を講師としてお招きし、「障害者雇用の進め方」と題して、自社における障害者雇用を丁寧に伝えていただきました。

また、第2部として、五霞町内の参加企業が参加者に対して自社のPRを行い、自社の仕事の内容や障害者がどのように社内で活躍しているのか、求める人材像などを分かりやすく説明いただきました。さらに、第3部では、参加者が個別に直接企業担当者と相談及び面接ができるブースを設け、各ブースでは終始積極的に相談等をされていました。

参加者からは「働いている方の事例、注意点を聞くことができた」、「企業の生の声を聞いたのがよかった」、「企業の障害者雇用に関する考えを聞くことができ参考になった」等の声が寄せられました。

ハローワーク古河では、今後も障害者雇用の推進のため様々な取組を実施してまいります。

〈お問い合わせ先〉ハローワーク古河 TEL0280-32-0461

ハローワーク土浦では、茨城働き方改革推進支援センターによる 労務管理セミナーを開催しました！

ハローワーク土浦では、茨城労働局委託事業として茨城働き方改革推進支援センターと連携し、令和7年1月24日（金）、「労務管理セミナー」を開催し、幅広い業種から人事担当者など21名の方に参加いただきました。

このセミナーは働きやすい魅力ある職場づくりの一助となる目的で、2人の講師から業務改善助成金についてと働き方改革関連法の法改正のおさらいの2つのテーマをそれぞれ取り上げました。最初のテーマは業務改善助成金の活用が有効であることを概要から活用例、申請方法まで具体的な流れを説明しました。また、安心して働ける職場づくりに向けた法改正と労務管理についても取り上げました。

全体のセミナー終了後、個別相談ブースを設けて、専門家によるアドバイスを受けました。



参加者アンケートでは「助成金の申請方法が詳しくわかりやすかった」、「幅広く知識を得ることができた」、とのコメントがありました。

このセミナーに限らず、日々のハローワーク窓口業務でも求人者へ茨城働き方改革推進支援センターによる専門家を派遣した相談支援の利用促進を図ってまいります。

茨城労働局では、派遣先事業所を対象とした 「派遣先事業所オンラインセミナー」を実施しました！

茨城労働局では、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等を図ることを目的として、令和7年1月22日～24日の3日間に派遣先事業所を対象としたオンラインセミナーを実施いたしました。

セミナーでは、派遣労働者の受け入れの流れと注意事項や禁止事項等、また同一労働同一賃金にかかる派遣先事業所の義務等について、関係法令及び制度について説明いたしました。

3日間で350名を超える多くの方にご参加いただきました。また、雇用保険法及び育児・介護休業法等の改正についてもご案内させていただきました。

茨城労働局では局内各課室・関係機関等と連携し、引き続き法律・施策等の周知に努めてまいります。

労働局
茨城労働局

派遣先事業所オンラインセミナー

派遣労働者を受け入れる派遣先としての留意点について

茨城労働局 職業安定部 労働調整事業室
(電話 029-224-6239)

茨城労働局 職業安定部 職業安定課
(電話 029-224-6210)

茨城労働局 雇用環境・均等室
(電話 029-277-0295)

表紙について

流通経済大学の監督、キャプテンから一言いただきました！



私たち、流通経済大学女子ラグビー部（RKUグレース）は、「ラグビーを通し、希望ある元気な未来を創る」を理念に活動しています。強く、優美で、地域に愛されるクラブになれるように、日々の練習に取り組んでいます。ぜひ、迫力満点で元気溢れる私たちのプレーを見に来てください！グラウンドでお待ちしています！

（監督：井上）



私たちは、今シーズン『Reborn』というスローガンを掲げ、どんなに辛いときもこの言葉を胸に、チームで乗り越えてきました。「日本一」という目標には届きませんでしたが、これからも感謝の気持ちを忘れずに、次のステージに進んでも頑張ります。流通経済大学女子ラグビー部の応援をよろしくお願いいたします！

（キャプテン：安井）

茨城県雇用関係主要指標

項目 年・月	新規求人数			新規求職申込件数			月間有効(月平均)		就職件数 全数	雇用保険 受給者 実人員 (基本手当分)
	全数	うち 2次産業	うち 3次産業	全数	うち 34歳以下 の者	うち 60歳以上 の者	求人全数	求職全数		
3年度月平均	18,111	4,049	13,865	8,091	2,237	2,055	51,491	37,399	2,225	8,386
4年度月平均	18,828	4,072	14,507	8,032	2,114	2,176	54,290	36,454	2,278	7,744
5年度月平均	17,239	3,697	13,383	7,909	2,001	2,234	49,992	36,405	2,149	8,273
5年4月	16,715	3,726	12,825	10,455	2,503	3,603	51,148	38,743	2,578	6,960
5	16,878	3,483	13,203	8,776	2,098	2,737	48,500	39,214	2,266	8,086
6	17,348	3,900	13,257	7,564	2,001	2,005	48,967	38,318	2,245	8,524
7	17,209	3,806	13,302	7,120	1,859	1,855	49,381	36,706	1,922	9,051
8	16,309	3,616	12,583	7,305	2,024	1,768	49,172	36,200	1,821	9,447
9	17,229	3,875	13,087	7,789	2,150	1,896	49,379	35,843	2,073	8,850
10	18,702	4,038	14,464	8,099	2,189	2,235	50,749	36,564	2,091	8,895
11	16,915	3,789	12,976	6,831	1,779	1,822	50,652	35,524	2,008	8,587
12	15,465	3,448	11,854	5,753	1,393	1,548	49,487	33,453	1,945	7,993
6年1月	18,589	3,601	14,826	8,517	2,082	2,442	49,498	34,041	1,693	8,035
2	19,052	3,553	15,367	8,469	1,932	2,457	51,603	35,476	2,226	7,562
3	16,458	3,523	12,850	8,233	1,997	2,443	51,372	36,804	2,922	7,290
6年4月	16,941	3,381	13,350	10,918	2,373	3,885	48,759	38,560	2,355	7,486
5	16,520	3,124	13,224	9,047	2,097	2,814	47,558	39,548	2,257	8,245
6	15,175	3,200	11,855	7,056	1,765	1,926	47,076	38,337	2,166	8,362
7	16,674	3,437	13,055	7,574	1,813	2,164	46,540	36,840	2,067	9,471
8	15,958	3,292	12,570	6,920	1,691	1,849	46,062	35,702	1,546	9,371
9	16,429	3,406	12,824	7,658	1,931	2,093	47,709	36,023	1,902	8,983
10	17,237	3,530	13,478	7,992	1,935	2,380	48,549	36,360	2,116	8,827
11	16,056	3,028	12,911	6,266	1,483	1,823	48,279	34,996	1,827	8,092
12	15,655	3,021	12,523	5,503	1,343	1,581	46,953	32,789	1,706	8,046
7年1月										
2										
3										

項目 年・月	求人倍率(季調値)(倍)				前年同月比増減率(%)								全 国 完全失業者	
	新規		有効		新規求人		新規求職		就職件数		受給者実人員		実数 (万人)	失業率 (季調値) %
	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国		
3年度月平均	2.24	2.08	1.38	1.16	10.5	9.8	▲ 1.2	0.1	0.0	1.5	▲ 8.7	▲ 8.7	191	2.8
4年度月平均	2.34	2.30	1.49	1.31	4.0	9.3	▲ 0.7	▲ 1.0	2.4	▲ 1.3	▲ 7.7	▲ 6.7	178	2.6
5年度月平均	2.18	2.28	1.37	1.29	▲ 8.4	▲ 2.4	▲ 1.5	▲ 1.7	▲ 5.7	▲ 1.6	6.8	4.4	179	2.6
5年4月	2.08	2.25	1.43	1.32	▲ 11.8	▲ 0.9	0.1	▲ 3.2	6.9	▲ 0.7	3.7	0.8	190	2.6
5	2.29	2.32	1.41	1.32	0.8	3.8	▲ 1.5	▲ 0.8	▲ 3.5	0.5	8.3	▲ 3.0	188	2.6
6	2.30	2.31	1.40	1.31	▲ 15.1	▲ 2.1	▲ 5.7	▲ 4.9	▲ 5.8	▲ 4.4	6.1	▲ 4.2	179	2.5
7	2.20	2.27	1.39	1.30	▲ 8.4	▲ 2.5	▲ 0.6	0.5	▲ 8.0	▲ 2.0	9.4	6.0	183	2.6
8	2.23	2.31	1.38	1.30	▲ 3.8	1.0	▲ 4.3	▲ 2.4	▲ 8.6	▲ 2.4	6.0	3.4	186	2.6
9	2.17	2.25	1.39	1.29	▲ 6.4	▲ 3.4	0.9	▲ 1.1	▲ 5.1	▲ 1.3	5.4	2.6	182	2.6
10	2.18	2.25	1.39	1.29	▲ 5.5	▲ 1.8	9.0	4.4	▲ 2.6	3.1	9.5	7.9	175	2.5
11	2.18	2.25	1.36	1.27	▲ 7.3	▲ 4.8	▲ 0.2	▲ 1.5	▲ 1.3	▲ 0.6	7.8	6.0	169	2.5
12	2.04	2.25	1.34	1.27	▲ 10.1	▲ 3.3	5.1	1.9	4.6	3.8	7.6	4.5	156	2.5
6年1月	2.07	2.28	1.31	1.27	▲ 12.1	▲ 3.0	3.9	0.7	1.9	0.2	9.0	10.0	163	2.4
2	2.27	2.26	1.33	1.26	▲ 8.5	▲ 3.6	▲ 9.0	▲ 2.9	▲ 3.3	2.3	6.9	5.7	177	2.6
3	2.18	2.38	1.35	1.28	▲ 10.6	▲ 7.4	▲ 11.1	▲ 8.9	▲ 25.5	▲ 11.3	1.8	0.6	185	2.6
4	2.12	2.17	1.38	1.26	1.4	▲ 2.3	4.4	3.6	▲ 8.7	▲ 1.2	7.6	6.6	193	2.6
5	2.08	2.16	1.36	1.24	▲ 2.1	▲ 0.6	3.1	1.4	▲ 0.4	▲ 0.3	2.0	4.3	193	2.6
6	2.09	2.26	1.34	1.23	▲ 12.5	▲ 9.4	▲ 6.7	▲ 8.1	▲ 3.5	▲ 8.8	▲ 1.9	▲ 1.2	181	2.5
7	2.11	2.22	1.31	1.24	▲ 3.1	1.2	6.4	4.7	7.5	2.1	4.6	4.6	188	2.7
8	2.17	2.32	1.31	1.23	▲ 2.2	▲ 6.5	▲ 5.3	▲ 9.2	▲ 15.1	▲ 9.6	▲ 0.8	▲ 2.7	175	2.5
9	2.14	2.22	1.34	1.24	▲ 4.6	▲ 5.9	▲ 1.7	▲ 2.5	▲ 8.2	▲ 8.3	1.5	1.3	173	2.4
10	2.01	2.24	1.34	1.25	▲ 7.8	1.2	▲ 1.3	▲ 0.2	1.2	▲ 2.5	▲ 0.8	▲ 0.5	170	2.5
11	2.16	2.25	1.32	1.25	▲ 5.1	▲ 2.6	▲ 8.3	▲ 4.0	▲ 9.0	▲ 1.6	▲ 5.8	▲ 2.7	164	2.5
12	2.23	2.26	1.30	1.25	1.2	▲ 3.7	▲ 4.3	▲ 2.1	▲ 12.3	1.2	0.7	▲ 3.1	154	2.4
7年1月														
2														
3														

- (注) 1. 学卒・日雇を除き、パートタイムを含む。
 2. 新規求職申込件数の「うち34歳以下の者」、「うち60歳以上の者」とは、パートを含む常用。
 3. ▲印は減少を示す。
 4. 月平均の求人倍率と全国完全失業者については実数。
 5. 令和5年12月以前の季調値は令和6年1月分公表時に新季節指数により改訂されている。
 6. ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数等が含まれている。